

証券コード 6181
2021年6月7日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目20番3号
タメニ株式会社
代表取締役社長 佐藤 茂

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。感染拡大防止のため、事前に書面又はインターネットにより議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

書面又はインターネットによって議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記「4. 議決権の行使等についてのご案内」を参照の上、2021年6月21日（月曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月22日（火曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル8階
日比谷国際ビル コンファレンス スクエア 8F

3. 目的事項 報告事項

1. 第17期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役7名選任の件

第2号議案

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

（1）当日の議決権行使について

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（2）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2021年6月21日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。

(3) インターネットによる議決権行使の場合

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。また、議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことも可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- ② インターネットによる議決権行使は、2021年6月21日（月曜日）の午後6時30分まで受け付けいたします。

(4) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(5) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

(6) 株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

事業報告・計算書類・連結計算書類及び株主総会参考書類等に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://tameny.jp/ir/event/shareholders/>）に掲載させていただきます。

5. インターネットによる開示

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト

（<https://tameny.jp/ir/event/shareholders/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・事業報告の「主要な営業所」
- ・事業報告の「従業員の状況」
- ・事業報告の「主要な借入先の状況」
- ・事業報告の「株式の状況」
- ・事業報告の「新株予約権等の状況」
- ・事業報告の「会計監査人の状況」
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- ・事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ・計算書類の「個別注記表」
- ・連結計算書類に係る「会計監査人の監査報告書」

以 上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当期の経営成績等の概況

当社グループは、「よりよい人生をつくる。」という企業理念のもと、婚活、カジュアルウエディング、テック、ライフスタイル、法人領域においてお客様が求める独自サービスを創出し、提供しています。

当期においては、新型コロナウイルスの感染拡大、及び累計約5カ月間の緊急事態宣言の影響により、減収減益となりました。一方、利益率改善や事業ポートフォリオ再構築の推進により、主力事業である婚活事業は第2四半期より黒字を堅持し、カジュアルウエディング事業及びその他事業は四半期毎に収益が改善傾向となりました。

販売費及び一般管理費については、前期末及び当期期初に2社を新規グループ化したことで増加したものの、単体(※)では広告費や販促費の効率化等で544百万円の減少となりました。特別損益については、特別利益として婚活サービスの運営受託事業の一部譲渡に伴う事業譲渡益66百万円を計上しました。また、特別損失として2021年6月10日に契約満了を迎える株式給付信託(従業員持株会処分型)に係る債務保証損失引当金繰入額138百万円、婚活事業の事業効率化の一環として今後統廃合及び小規模化する13拠点に係る減損損失68百万円、社内基幹業務システムの開発中止に係る減損損失48百万円を計上しました。

この結果、当期の売上高は4,429百万円(前期比45.9%減)、営業損失は2,176百万円(前期は営業利益78百万円)、経常損失は2,089百万円(同経常利益41百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は2,316百万円(同親会社株主に帰属する当期純利益2百万円)となりました。また、当社の重要な経営指標と位置付けるEBITDA(営業損益に償却費を加えて算出)は△1,726百万円(前期は509百万円)となりました。

※単体：タメニー株式会社(旧・株式会社パートナーエージェントと旧・株式会社メイシヨンの単純合算)

報告セグメントごとの四半期別の売上高及び損益は下表のとおりです。

(単位：百万円)	2020年 3月期	2021年3月期				
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
婚活事業						
売上高	3,563	614	759	748	687	2,809
セグメント損益	817	△26	71	106	105	257
カジュアル ウェディング事業						
売上高	4,332	62	221	576	497	1,357
セグメント損益	338	△541	△225	△164	△148	△1,080
その他事業						
売上高	312	19	28	79	150	277
セグメント損益	64	△29	△28	0	37	△20

(注) 2021年3月期第3四半期より、当社グループが行う事業をより適切に表現するため、販売費及び一般管理費のセグメントごとの配分方法を変更しております。これによりカジュアルウェディング事業セグメントに計上されておりました販売費及び一般管理費の一部がその他事業セグメント及び調整額へ配分されております。なお、2021年3月期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の配分方法により作成したものを記載しております。

当社グループは、2021年3月期第1四半期より今後の戦略領域を新たに区分するため、報告セグメントと併せて、「婚活領域」「カジュアルウェディング領域」「テック領域」「ライフスタイル領域」「法人領域」の5つの領域別セグメントを開示しています。当期の領域別の取り組みは以下のとおりです。

(婚活領域)

主に付加価値の高い結婚相談所の運営と婚活パーティーの企画開発及び運営等を行っています。

当期の結婚相談所については、5月後半から回復基調となり、サービス品質強化や新規サービスの企画開発・販売も収益貢献しました。一方、緊急事態宣言に伴い新規入会者数が伸び悩み、在籍会員数（期末）は前期比3.1%減となりました。従来型の婚活パーティーについては、開催自粛等により参加者数が前期比75.0%減となる等、低調な推移となりました。なお、事業効率化の一環として、結婚相談所9拠点、婚活パーティー8拠点の統廃合及び小規模化を決定し、当期中に4拠点の統廃合を実施しました。

これらにより、同領域の売上高は前期比21.2%減の2,665百万円となりました。主な取り組み等は以下のとおりです。

①高付加価値型の結婚相談所（パートナーエージェント）

- ・成婚率No.1（※）を強みとした施策を推進
- ・マーケティング機能改善や女性アイドルグループの広告起用等で問い合わせ件数増加
- ・会員様向けコーディネートサービス全国主要都市で拡販、6月～翌3月の販売件数900件
- ・パートナーエージェント仙台店オープン、7月～翌3月の同店新規入会者数222名
- ・サービス品質強化で中途退会者数が大幅改善、前期比1,045名減の4,199名
- ・9拠点の統廃合及び小規模化決定、うち2拠点の統廃合実施済み
- ・会員様向けビデオプロフィール、3月より販売開始
- ・DX婚活サービスとなるパートナーエージェントONLINE、3月よりサービス開始

※ 株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング調べ

②婚活パーティー（OTOCON、PAP（パートナーエージェントパーティー））

- ・従来型の婚活パーティー・OTOCON8拠点の統廃合決定、うち2拠点の統廃合実施済み
- ・ワンランク上の新たな婚活パーティー・PAP始動、11月～翌3月の登録会員数2,300名突破
- ・結婚相談所への紹介は開催数及び参加者数減少で前期比21.1%減の442名

<同事業の主要指標>

	2020年 3月期	2021年3月期				
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
新規入会者数 (名)	7,968	927	1,978	1,825	1,542	6,272
成婚退会者数 (名)	3,136	435	630	741	614	2,420
成婚率(%)	27.0	16.2	23.5	27.1	22.6	22.4
在籍会員数 (期末) (名)	11,073	10,606	10,949	10,890	10,726	10,726
パーティー 開催数(回)	19,990	442	1,601	1,568	901	4,512
パーティー 参加者数(名)	219,396	5,506	19,779	18,853	10,649	54,787

(注) 1. 成婚とは、当社のサービスを利用して知り合った会員同士が、結婚を視野に入れ交際を継続していくことをいい、当社が成婚の意向を双方の会員から確認した場合に、当該会員は成婚退会をすることになります。

2. 成婚率とは、在籍会員中何名の会員が成婚退会しているか、その割合を示すものです。具体的には、成婚率は、毎年4月1日から翌年3月末までを計算期間とし、以下の計算式にて算出しています。

(計算式) 年間成婚退会者数 ÷ 年間平均在籍会員数

3. 成婚率は、小数点第二位を四捨五入しております。

(カジュアルウエディング領域)

近年広がりを見せるカジュアルウエディング（カジュアルな挙式披露宴、少人数挙式、会費制パーティー、フォトウエディング、結婚式二次会）のプロデュース等を行っています。

当期のスマ婚シリーズ及び2次会くんについては、第3四半期に回復基調を見せたものの、度重なる緊急事態宣言により低調な推移となりました。フォトウェディング（LUMINOUS）については、新たな結婚式スタイルとして広く普及し、成約施行が前期を大幅に上回りました。なお、事業効率化の一環として、スマ婚シリーズ及び2次会くん7拠点の統廃合を実施しました。

これらにより、同領域の売上高は前期比68.4%減の1,394百万円となりました。主な取り組み等は以下のとおりです。

①カジュアルな挙式披露宴、結婚式二次会等（スマ婚シリーズ、2次会くん等）

- ・新たな結婚式スタイル創出と収益構造改革を推進
- ・上質な会場を安定的に確保できる体制構築
- ・マイクロウエディング（小規模・高品質ウエディング）提供開始
- ・7拠点の統廃合決定（3拠点を婚活拠点と統合、2拠点を1拠点に統合、2拠点を閉鎖）
- ・人員最適配分実施（婚活領域及びフォトウエディング分野へ人員を再配置）
- ・エモパ！少人数・低価格結婚式サービス提供開始

②フォトウエディング（LUMINOUS）

- ・提供エリア拡大及びラインアップ拡充を推進
- ・全国4カ所（東銀座、名古屋、天神、渋谷）に新たにフォトウエディングスタジオをオープン
- ・株式会社エスクリをはじめ全国の有力な式場やゲストハウスと提携したロケーションフォト「LUMINOUS La Maison」提供開始
- ・成約施行件数とも拡大、成約件数は前期比326.4%増、施行件数は同223.1%増

<同事業の主要指標>

	2020年 3月期	2021年3月期				
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
(成約件数)						
スマ婚シリーズ (件)	1,562	138	163	301	151	753
2次会くん (件)	3,786	198	216	223	100	737
LUMINOUS (件)	493	100	447	629	926	2,102
(施行件数)						
スマ婚シリーズ (件)	1,454	21	91	260	168	540
2次会くん (件)	3,604	1	65	207	44	317
LUMINOUS (件)	511	64	334	526	727	1,651

(注) 2020年3月31日に株式会社Mクリエイティブワークス（現、タメニーアートワークス株式会社）をグループ化しており、2020年3月期のLUMINOUSの施行件数については、2020年3月期連結業績に含まれておりません。

(テック領域)

ITやテクノロジーを活用した婚活テックやウエディングテックサービスの企画開発及び提供等を行っています。

当期の婚活テックについて、婚活事業者間の相互会員紹介プラットフォームは第3四半期よりお見合い成立件数が前年同期を上回る推移となりました。なお、収益ポイントの見直しに伴い利用会員数が期末にかけて減少したものの、収益自体は今後拡大する見込みとなっています。また、オンライン婚活は市場拡大を見据えた基盤整備を推進し、アプリをはじめとする複数サービスの提供を開始しました。一方、第3四半期にエン婚活エージェント株式会社に対し同社婚活サービスの運営受託事業を譲渡しました。

これらにより、同領域の売上高は前期比37.6%減の145百万円となりました。主な取り組み等は以下のとおりです。

①婚活支援事業者間の相互会員紹介プラットフォーム（コネクトシップ）

- ・利用事業者及び利用会員数の拡大施策、並びにお見合い成立を促進
- ・「スマリッジ」（SE モバイル・アンド・オンライン株式会社運営）及び「結婚成立所デジツウ」（DG2株式会社運営）が利用事業者に参加、利用事業者数は12社へ拡大
- ・場所に囚われない自動オンラインお見合いシステムを独自開発し、提供開始
- ・お見合い成立件数は第3四半期が前年同期比4.5%増、第4四半期 同3.3%増
- ・収益ポイント見直し、次期より新たに月額利用料を課金し、従来のお見合い成立料を引き下げ

②オンライン婚活（スマ婚デート、スマ婚縁結びメンバーズ、スマ婚縁結び）

- ・ITやテクノロジーを活用した新たな出会いの場の創出に注力
- ・完全無料の恋活アプリ「スマ婚デート」提供開始
- ・コミュニティ活動とオンライン婚活支援を合わせた結婚相談所「スマ婚縁結びメンバーズ」始動
- ・結婚相談所の充実したサービスとコネクトシップを活用したアプリ完結型の結婚相談所「スマ婚縁結び」提供開始、1月～3月は4,990ダウンロード

<同事業の主要指標>

	2020年 3月期	2021年3月期				
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
コネクトシップ 利用会員数 (期末) (名)	29,353	28,146	30,093	30,303	28,954	28,954
コネクトシップ お見合い成立 件数 (件)	309,428	54,928	77,582	79,780	77,134	289,424
コネクトシップ 利用事業者数 (社)	10	10	11	12	12	12

(ライフスタイル領域)

生活品質向上に資するサービス（保険・金融・不動産等）の提供等を推進しています。

当期の保険販売については、オンラインを活用した提供エリア拡大や取扱いサービス拡充、婚活中のお客様へのサービス提供開始、グループCRM（顧客関係管理）の基盤整備等により好調な推移となりました。また、金融・不動産等の販売については、多様な金融商品を取り扱う有力企業や不動産大手企業との新たな送客体制の構築に努めました。

これらにより、同領域の売上高は前期比84.3%増の53百万円となりました。主な取り組み等は以下のとおりです。

①保険・金融・不動産等の販売

- ・当該領域に深い知見を有する人材を招聘し、新たな事業本部を設置
- ・オンラインを活用した保険販売を開始
- ・グループCRM（顧客関係管理）の基盤整備を推進、グループ全領域からの送客体制整備
- ・有料資産形成セミナーの定期開催を実施
- ・婚活中のお客様へのサービス提供開始
- ・ブロードマインド株式会社と提携、フィナンシャルプランニングサービスを提供開始
- ・複数の不動産流通企業と提携、一部企業とは相互送客体制を構築

(法人領域)

社員総会等の企業イベントのプロデュースや地方自治体向け婚活支援等を行っています。

当期の企業イベントのプロデュースについては、オンラインを活用したイベント展開を本格化させ、成約施行とも前期を上回る推移となりました。なお、第4四半期の施行件数は過去最大となり、リピート顧客の割合も増加しています。

地方自治体向け婚活支援については、福井県及び茨城県へAIを搭載した婚活支援システム「parms」を提供するとともに、複数自治体等で婚活イベント・セミナーを実施（運営受託）しました。

これらにより、同領域の売上高は前期比63.8%増の189百万円となりました。主な取り組み等は以下のとおりです。

①企業イベントのプロデュース（イベモン）

- ・新たな生活様式下での企業イベント需要への対応促進
- ・オンライン企業イベントサービスを提供開始
- ・大手企業や官公庁から複数案件を受注
- ・成約件数は前期比26.4%増、施行件数は同10.3%増
- ・高品質な映像を用いたオンラインイベントソリューション提供開始準備（2021年4月より）

②地方自治体への婚活支援

- ・地方自治体への婚活支援の提案強化
- ・AIを搭載した婚活支援システム「parms」、2020年11月に福井県、2021年3月に茨城県へ提供
- ・兵庫県、宮崎県延岡市をはじめ複数自治体等で婚活イベント・セミナーを実施（運営受託）、年間開催数42回
- ・自治体の婚活支援センターの運営受託に向けた諸施策推進

<同事業の主要指標>

	2020年 3月期	2021年3月期				
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
イベモン 成約件数（件）	110	5	67	50	17	139
イベモン 施行件数（件）	116	2	4	35	87	128

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は604百万円であり、セグメントごとの投資額の内訳は下記のとおりであります。

セグメントの名称	投資額 (百万円)	投資の主な目的
婚活事業	66	システム開発等
カジュアルウエディング事業	367	店舗改修等
その他事業	46	システム開発等
全社（共通）	123	本社改修等
合計	604	

(3) 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度におきまして、運転資金や借入金の返済として、新株予約権の行使により673百万円、第三者割当増資により166百万円を調達しております。

その他、運転資金や設備投資資金として、金融機関より長期借入金として計1,380百万円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2020年11月1日をもって当社グループ会社（持分法適用関連会社）であるエン婚活エージェント株式会社に対し、同社婚活サービスの運営受託事業を100百万円にて譲渡しております。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2020年4月1日付けでタメニーパーティーエージェント株式会社（旧株式会社pma）の株式の全てを譲り受けております。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

2020年4月1日付で株式会社icchie及び株式会社Mクリエイティブワークスは、タメニーアートワークス株式会社（旧株式会社IROGAMI）を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

また、株式会社メイションについては、2020年10月1日付けで、タメニー株式会社（旧株式会社パートナーエージェント）を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2018年3月期)	第 15 期 (2019年3月期)	第 16 期 (2020年3月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高(百万円)	4,102	4,151	8,187	4,429
経 常 利 益(百万円)	325	208	41	△2,089
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	117	90	2	△2,316
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額 (円)	12.15	8.99	0.25	△202.70
総 資 産(百万円)	2,794	3,382	5,478	5,067
純 資 産(百万円)	852	978	1,025	△399
1 株当たり純資産額 (円)	85.81	96.39	97.81	△24.65

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

2. 株主資本において自己株式として計上されている株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度254,557株、当連結会計年度191,549株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度227,229株、当連結会計年度148,629株であります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社グループは親会社を有しておらず、該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（2021年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
タメニーアートワークス株式会社	10百万円	100.0%	フォトスタジオ運営事業
タメニーパーティーエージェンツ株式会社	10万円	100.0%	少人数結婚式プロデュース事業
タメニーエージェンシー株式会社	5百万円	100.0%	広告代理店事業、有料職業紹介事業

- (注) 1. 株式会社I ROGAMI、株式会社i c h i e及び株式会社Mクリエイティブワークスは、2020年4月1日を効力発生日として株式会社I ROGAMIを存続会社とする吸収合併を行い、社名を株式会社Mクリエイティブワークスとしました。その後、2020年10月1日を効力発生日としてタメニーアートワークス株式会社に社名変更しております。
2. 2020年4月1日付で株式会社p m aの全株式を取得し子会社としました。その後、2020年10月1日を効力発生日としてタメニーパーティーエージェント株式会社に社名変更しております。
3. 株式会社シンクパートナーズは、2020年10月1日を効力発生日としてタメニーエージェンシー株式会社に社名変更しております。

(10) 対処すべき課題

① 市場環境について

婚活及びウエディング業界は、人々の価値観の多様化等を背景にその構造が大きく変わりつつあります。特に、成婚に至る過程では、成婚者の約10%が婚活支援サービスを利用し成婚を実現する時代となりました。また、成婚後は従来の挙式披露宴を実施しない層が増加し、その受け皿としてカジュアルウエディング（カジュアルな挙式披露宴、少人数挙式、会費制パーティー、フォトウエディング）が広がりを見せております。

こうした中、当社グループの婚活事業では、高付加価値な結婚相談所を起点に、多様化するニーズに応えるべく、婚活パーティーやマッチングアプリ等の幅広い婚活サービスを展開しております。また、カジュアルウエディング事業では、商品ラインアップの拡充や品質向上を進め、カジュアルウエディング及び結婚式二次会の全顧客ニーズに対応する体制を整備しております。

② システムの管理体制について

当社グループが運営する事業のうち婚活事業では、お客様の個人情報をお預かりすることから、当社ウェブサイト、会員情報及び課金情報を主に扱う基幹システムのセキュリティ管理体制の構築・維持が重要となります。

お客様に安心してサービスを利用いただくため、現在当社では、プライバシーマーク、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム／ISO27001）の認証を受けておりますが、今後も引き続き、個人情報の保護も含め市場が求めるセキュリティレベルを充足しつつ、顧客視点に立ったシステム整備を進められるように継続的に取り組んでまいります。

③ 人材の確保及び育成について

当社グループは、事業展開や企業規模の拡大に伴い、適切な時期に優秀な人材を採用・教育し、配置することが必要であると認識しております。とくに、当社グループが提供する結

婚相手紹介サービスにおける入会勧奨や活動支援、カジュアルウエディング関連サービスにおけるカウンセリングやプロデュースといったサービス提供を担当する社員の採用・教育は、高品質なサービスを提供するために重要であると考えております。

このため、当社グループでは、優秀な人材の計画的な採用に努めるとともに、教育研修制度や人事評価制度、労働環境を整備し、優秀な人材の育成及び確保のための体制づくりを進めております。

④ 新型コロナウイルスの感染拡大について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、日本政府から発出された緊急事態宣言及び各自治体からの外出自粛要請の影響を受け、当社では婚活事業においては新規入会者数が一時的に減少し、カジュアルウエディング領域においては挙式披露宴や結婚式二次会の施行延期・キャンセルが発生し、2021年3月期第1四半期から第2四半期にかけて売上高が著しく減少しました。この結果、2021年3月期の売上高は4,429百万円（前期比45.9%減）、営業損失は2,176百万円（前期は営業利益78百万円）、経常損失は2,089百万円（同経常利益41百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,316百万円（同親会社株主に帰属する当期純利益2百万円）となり、2021年3月31日時点における連結純資産が△399百万円と債務超過となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が生じております。

この事象を解消又は改善するため、当社においては全事業の収益性の向上及び財務基盤の強化並びにグループCRM（顧客関係管理）の基盤構築に向けた各種施策を進めていきます。とくに、収益性の向上においては、主力事業である婚活事業で既存サービスの品質強化と徹底した効率化を推進するとともに、新規サービスとして従来サービスの品質を担保したオンライン結婚相談所（パートナーエージェントONLINE）の展開拡大を図っていきます。また、カジュアルウエディング事業では、事業構造改革を加速し、FB（Food & Beverage：料理及び飲料）を主体としないプロダクトポートフォリオの構築を進めていきます。これらにより、収益性の向上はもとより、新型コロナウイルス感染症の拡大や収束に関わらず一定の収益を獲得できる事業構造を実現していきます。財務基盤の強化においては、将来にわたり安定的に事業活動を継続させるため、2021年5月14日付「第三者割当による第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー）の締結に関するお知らせ」で公表しているとおり、第三者割当による新株予約権の発行等による資金調達を実施していきます。なお、前述の収益性向上及び財務基盤の強化の各種施策により、1年以内に債務超過状態の解消を目指していきます。

これらを総合的に勘案し、当面の運転資金も十分に確保できる状況であることから、当社では継続企業の前提に関する不確実性は認められないと判断しております。

(11) **企業集団の主要な事業セグメント**（2021年3月31日現在）

当社グループの報告セグメントごとの事業内容は、以下のとおりであります。

事業区分	主要なサービスの内容
婚活事業	付加価値の高い結婚相談所の運営 婚活パーティーの企画開発及び運営 オンライン婚活サービス（サークル型結婚相談所、アプリ完結型結婚相談所等）の企画開発及び運営 ソリューションサービス（婚活支援業者間の相互会員紹介を可能にするプラットフォームの運営）
カジュアルウェディング事業	カジュアルウェディング（カジュアルな挙式披露宴、少人数挙式、会費制パーティー、フォトウェディング、結婚式二次会）のプロデュース等 成婚後の生活品質向上に資するサービス（結婚式会場の紹介、住宅情報サービスの提供等）
その他事業	婚活支援を行う自治体向け運営支援 企業イベント（社員総会等）のプロデュース 映像制作 ブライダルジュエリーや保険の販売 新規事業開発等

(12) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2020年10月1日を効力発生日として株式会社メイションを吸収合併し、同時に社名を株式会社パートナーエージェントから、タメニー株式会社に変更しております。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐 藤 茂	ウエディング事業本部長 タメニーエージェンシー株式会社代表取締役社長
取 締 役	松 戸 治	婚活事業本部長 タメニーエージェンシー株式会社取締役
取 締 役	貝 瀬 雄 一	コーポレート本部長 タメニーアートワークス株式会社代表取締役社長 タメニーパーティーエージェント株式会社取締役会長 タメニーエージェンシー株式会社取締役
取 締 役	栗 沢 研 丞	ライフスタイル事業本部長
取 締 役	福 井 秀 幸	ブランドマネジメント局長 株式会社K a b e 代表取締役
取 締 役	小 村 富士夫	株式会社Jスタイル代表取締役
取 締 役	渡 瀬 ひろみ (戸籍上の氏名) (大塚 ひろみ)	株式会社アーレア代表取締役 マックスバリュ西日本株式会社社外取締役 株式会社ディー・エル・イー社外取締役
常 勤 監 査 役	加 藤 秀 俊	タメニーアートワークス株式会社監査役 タメニーパーティーエージェント株式会社監査役 タメニーエージェンシー株式会社監査役
監 査 役	藤 戸 久 寿	日比谷Ave.法律事務所パートナー弁護士 株式会社ネオキャリア社外監査役
監 査 役	池 田 勉	赤坂有限責任監査法人代表社員 赤坂税理士法人代表社員

- (注) 1. 取締役小村富士夫、渡瀬ひろみの両氏は、社外取締役であり、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役加藤秀俊氏、藤戸久寿氏、池田勉氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役加藤秀俊、監査役藤戸久寿、監査役池田勉の各氏は、以下のとおり経営、法律、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役加藤秀俊氏は、長年にわたる銀行での業務経験を通じ金融、会計、経営に関する幅広い知識を有しております。
 - ・監査役藤戸久寿氏は弁護士資格を持ち、上場企業の監査役としての経験から金融、会計、経営に関する幅広い知識を有しております。
 - ・監査役池田勉氏は、公認会計士資格を持ち、上場企業の監査役としての経験から金融、会計、経営に関する幅広い知識を有しております。
4. 2021年4月1日付で以下通り管掌及び担当が変更になっております。
- 佐藤 茂 代表取締役社長兼ネットビジネス本部管掌
兼タメニーエージェンシー株式会社代表取締役社長
- 松戸 治 取締役婚活事業本部管掌兼婚活事業本部長
兼タメニーエージェンシー株式会社取締役
- 貝瀬雄一 取締役ウェディング事業本部管掌兼経営管理本部HR統括
兼タメニーアートワークス株式会社代表取締役社長
兼タメニーパーティーエージェント株式会社取締役会長
兼タメニーエージェンシー株式会社取締役
- 栗沢研丞 取締役ライフスタイル事業本部管掌兼ライフスタイル事業本部長
兼経営統括本部管掌兼経営管理本部管掌兼経営管理本部長
- 福井秀幸 取締役ブランドマネジメント局管掌兼ブランドマネジメント局長
兼社長室管掌

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において、社外取締役及び監査役との間で損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役である小村富士夫氏、渡瀬ひろみ氏、監査役である加藤秀俊氏、藤戸久寿氏、池田勉氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役及び監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令で定める限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2)	98百万円 (7)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3)	13百万円 (12)
合 計 (うち社外役員)	13名 (5)	111百万円 (19)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2015年6月27日開催の第11期定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2009年6月23日開催の第5期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 上表には2020年6月23日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって任期満了となった取締役2名及び同日付で辞任した監査役1名を含んでおります。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当事業年度において役員退職慰労金は支給しておりません。

③ 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

当社には親会社はありません。当事業年度において、社外役員は子会社等から報酬等を受けておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小村富士夫氏は、株式会社Jスタイルの代表取締役であります。当該兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役渡瀬ひろみ氏は、株式会社アーレア代表取締役、マックスバリュ西日本株式会社社外取締役、株式会社ディー・エル・イー社外取締役であります。当該兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・常勤監査役加藤秀俊氏は、当社の連結子会社であるタメニーアートワークス株式会社、タメニーパーティーエージェント株式会社、タメニーエージェンシー株式会社の監査役を兼任しております。
- ・監査役藤戸久寿氏は、日比谷Ave.法律事務所パートナー弁護士、株式会社ネオキャリア社外監査役であります。当該兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役の池田勉氏は、赤坂有限責任監査法人代表社員及び赤坂税理士法人社員であります。当該兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小 村 富士夫	当事業年度に開催された取締役会24回全てに出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験を基に、当グループの経営の監督を期待しております。また、取締役会においては、常に妥当性・適性性を確保するための発言を行っていただいております。
取締役	渡 瀬 ひろみ	当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回に出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識、特にブライダル関連における豊富な知見からの当グループの事業に関するご指摘・ご助言を期待しております。また、取締役会においては、常に妥当性・適性性を確保するための発言を行っていただいております。

		出席状況及び発言状況
監査役	加 藤 秀 俊	当事業年度に開催された取締役会24回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。金融、会計、経営に関する幅広い見識に基づき、取締役会では適宜質問、提言、助言を述べ、常勤監査役として適切かつ適正な監査を実行しております。また、監査役会では議長となり、社外監査役として適宜発言を行っております。
監査役	藤 戸 久 寿	当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回及び監査役会12回のうち11回に出席いたしました。法律の専門家としての豊かな経験、高い見識と、コンプライアンス違反や反社会勢力対応に関連する事案等の豊富な経験に基づき、取締役会では適宜質問、提言、助言を述べ、監査役として適切かつ適正な監査を実行しております。また、監査役会では、社外監査役として適宜発言を行っております。
監査役	池 田 勉	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回及び監査役会9回のうち9回に出席いたしました。会計の専門家としての立場から取締役会では適宜質問、提言、助言を述べ、監査役として適切かつ適正な監査を実行しております。また、監査役会では、社外監査役として適宜発言を行っております。

③ 役員報酬等の総額

「(3) 取締役及び監査役の報酬等 ① 当事業年度に係る報酬等の総額」に記載のとおりであります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,479,439	流 動 負 債	2,464,905
現 金 及 び 預 金	562,556	買 掛 金	77,253
売 掛 金	672,363	短 期 借 入 金	700,000
商 品	275	1年内償還予定の社債	40,000
貯 蔵 品	25,039	1年内返済予定の長期借入金	842,652
前 払 費 用	140,983	未 払 金	253,386
そ の 他	112,459	未 払 消 費 税 等	103,734
貸 倒 引 当 金	△34,238	未 払 法 人 税 等	46,752
固 定 資 産	3,587,894	債務保証損失引当金	138,653
有 形 固 定 資 産	735,823	そ の 他 の 引 当 金	9,725
建 物	805,874	そ の 他	252,746
減 価 償 却 累 計 額	△247,336	固 定 負 債	3,002,369
建 物 (純 額)	558,538	社 債	20,000
工具、器具及び備品	397,938	長 期 借 入 金	2,739,734
減 価 償 却 累 計 額	△268,237	資 産 除 去 債 務	194,198
工具、器具及び備品 (純額)	129,700	そ の 他	48,437
そ の 他	69,289		
減 価 償 却 累 計 額	△21,704	負 債 合 計	5,467,275
そ の 他 (純 額)	47,585	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	1,996,228	株 主 資 本	△400,660
ソ フ ト ウ エ ア	421,360	資 本 金	684,919
ソフトウエア仮勘定	46,087	資 本 剰 余 金	647,331
の れ ん	1,528,780	利 益 剰 余 金	△1,646,970
投 資 其 他 の 資 産	855,842	自 己 株 式	△85,941
投 資 有 価 証 券	136,774	その他の包括利益累計額	1,003
敷 金	544,609	その他有価証券評価差額金	1,003
長 期 貸 付 金	127,664	新 株 予 約 権	142
そ の 他	151,922		
貸 倒 引 当 金	△105,128		
繰 延 資 産	427		
社 債 発 行 費	427	純 資 産 合 計	△399,514
資 産 合 計	5,067,761	負 債 純 資 産 合 計	5,067,761

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月 1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,429,199
売 上 原 価		875,656
売 上 総 利 益		3,553,542
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,729,784
営 業 損 失		△2,176,242
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,761	
受 取 保 証 料	14,209	
助 成 金 収 入	127,221	
そ の 他	18,118	161,311
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	39,856	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	32,330	
そ の 他	2,491	74,679
経 常 損 失		△2,089,610
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	66,700	
そ の 他	90	66,790
特 別 損 失		
減 損 損 失	116,558	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	138,653	255,212
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		△2,278,031
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,729	
法 人 税 等 調 整 額	36,328	38,057
当 期 純 損 失		△2,316,088
親会社株主に帰属する当期純損失		△2,316,088

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,383,301	流 動 負 債	2,292,591
現金及び預金	523,633	買掛金	34,942
売掛金	589,943	短期借入金	700,000
貯蔵品	25,039	1年内償還予定の社債	40,000
前払費用	118,414	1年内返済予定の長期借入金	830,808
関係会社短期貸付金	38,220	未払金	178,351
その他	119,201	未払消費税等	102,647
貸倒引当金	△31,150	未払法人税等	45,985
固 定 資 産	3,980,715	債務保証損失引当金	138,653
有 形 固 定 資 産	418,316	その他の引当金	9,725
建物	535,414	その他	211,477
減価償却累計額	△220,174	固 定 負 債	2,890,794
建物（純額）	315,240	社債	20,000
工具、器具及び備品	284,055	長期借入金	2,650,354
減価償却累計額	△228,564	資産除去債務	144,039
工具、器具及び備品（純額）	55,491	その他	76,401
その他	69,289	負 債 合 計	5,183,386
減価償却累計額	△21,704	(純 資 産 の 部)	
その他（純額）	47,585	株 主 資 本	179,912
無 形 固 定 資 産	1,017,215	資 本 金	684,919
のれん	573,990	資 本 剰 余 金	651,331
ソフトウェア	397,137	資本準備金	642,931
ソフトウェア仮勘定	46,087	その他資本剰余金	8,400
投資その他の資産	2,545,183	利 益 剰 余 金	△1,070,398
投資有価証券	321,774	その他利益剰余金	△1,070,398
関係会社株式	385,308	繰越利益剰余金	△1,070,398
関係会社長期貸付金	1,273,822	自 己 株 式	△85,941
敷金	485,793	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,003
その他	78,486	その他有価証券評価差額金	1,003
繰 延 資 産	427	新 株 予 約 権	142
社債発行費	427	純 資 産 合 計	181,058
資 産 合 計	5,364,444	負 債 純 資 産 合 計	5,364,444

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月 1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		3,644,252
売 上 原 価		555,257
売 上 総 利 益		3,088,995
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,136,460
営 業 損 失		△1,047,464
営 業 外 収 益		
受 取 保 証 料	14,209	
助 成 金 収 入	61,528	
受 取 利 息	15,490	
そ の 他	7,235	98,463
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36,919	
そ の 他	2,216	39,135
経 常 損 失		△988,136
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	100,000	100,000
特 別 損 失		
減 損 損 失	116,558	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	138,653	
貸 倒 損 失	530,000	
そ の 他	4,668	789,880
税 引 前 当 期 純 損 失		△1,678,017
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,442	
法 人 税 等 調 整 額	38,298	39,740
当 期 純 損 失		△1,717,758

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

タメニー株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限

責任社員

業務執行社員

指定有限

責任社員

業務執行社員

公認会計士 石井 雅也 ㊞

公認会計士 西村 大司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タメニー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年5月14日開催の取締役会において、第三者割当の方法による新株予約権の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び子会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

タ	メ	ニ	ー	株	式	会	社	監	査	役	会
				常	勤	社	外	監	査	役	加 藤 秀 俊 ⑩
				社	外	監	査	役	藤 戸	久 寿 ⑩	
				社	外	監	査	役	池 田	勉 ⑩	

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	佐 藤 茂 (1973年12月23日)	1997年 4 月 株式会社オプト（現株式会社デジタルホールディングス）入社 2000年 5 月 株式会社サンマリエ入社 2002年 8 月 同社常務取締役就任 2006年 6 月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ入社 2007年 3 月 （旧）株式会社パートナーエージェント代表取締役 2008年 5 月 当社代表取締役社長 2017年 6 月 株式会社シンクパートナーズ（現タメニーエージェンシー株式会社）代表取締役社長（現任） 2018年 7 月 株式会社 I ROGAMI（現タメニーアートワークス株式会社）代表取締役 2021年 4 月 当社代表取締役社長 兼ネットビジネス本部管掌（現任） <重要な兼職の状況> タメニーエージェンシー株式会社代表取締役	3,341,000株
[取締役候補者とした理由] 佐藤茂氏は、当社創業者として現在の当社グループを築き上げ、長年にわたり経営を指導して来た経験と知識は今後の当社グループの成長に必要であります。当社グループのさらなる成長のため、取締役候補者として選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	まつ 戸 治 (1972年10月6日)	1996年 4 月 国際航業株式会社入社 2001年 7 月 東京都中小企業振興株式会社入社 2004年 7 月 株式会社ビジネス・ブレイクスルー入社 2018年 4 月 当社入社 2019年 6 月 当社取締役婚活事業本部副本部長 株式会社シンクパートナーズ (現タメニーエージェンシー株式会社) 取締役 (現任) 2019年 7 月 当社取締役婚活事業本部長 2021年 4 月 当社取締役婚活事業本部管掌婚活事業本部長 (現任) <重要な兼職の状況> タメニーエージェンシー株式会社取締役	21,900株
[取締役候補者とした理由] 松戸治氏は、豊富な経営指導の経験から巧みなマーケティング戦略を基に当社婚活事業を活性化させた実績を持っております。今後においても当社マーケティング及び婚活事業において必要な人材となるため、取締役候補者として選任をお願いするものです。			
3	かい せ 雄 一 (1974年1月16日)	1997年 4 月 株式会社リクルート人材センター (現株式会社リクルートキャリア) 入社 2014年 4 月 株式会社リクルートゼクシィなび代表取締役 2019年 6 月 株式会社シンクパートナーズ (現タメニーエージェンシー株式会社) 取締役 (現任) 株式会社 I ROGAMI (現タメニーアートワークス株式会社) 取締役 2019年 7 月 当社取締役コーポレート本部長 2019年 9 月 株式会社 pma (現タメニーパーティーエージェント株式会社) 取締役 (現任) 2020年 4 月 株式会社 Mクリエイティブワークス (現タメニーアートワークス株式会社) 代表取締役 (現任) 2021年 4 月 当社取締役ウェディング事業本部管掌兼経営管理本部HR統括 (現任) <重要な兼職の状況> タメニーアートワークス株式会社代表取締役 タメニーパーティーエージェント株式会社取締役 タメニーエージェンシー株式会社取締役	390,100株
[取締役候補者とした理由] 貝瀬雄一氏は、ウェディング領域での豊富な経営経験から当社ウェディング関連事業において優れた経営効果を発揮しております。ウェディングの管掌領域において必要な人材となるため、取締役候補者として選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	くり さわ けん すけ 栗 沢 研 丞 (1960年10月12日)	1983年 4 月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社 リクルートホールディングス）入社 2005年 4 月 日本興亜損害保険株式会社（現SOMPOホー ルディングス株式会社）CR企画部長 2007年 6 月 同社札幌支店長 2009年 8 月 日本興亜生命保険株式会社（現SOMPOひまわ り生命保険株式会社）商品開発部長 2012年 1 月 株式会社オークネット執行役員 2013年 3 月 株式会社オークネット執行役員兼株式会社オーク・フィナンシ ャル・パートナーズ代表取締役 2016年 4 月 株式会社アソシア（現株式会社あそし あ少額短期保険）代表取締役 2020年 4 月 当社ライフスタイル事業本部長 2020年 6 月 当社取締役ライフスタイル事業本部長 2021年 4 月 当社取締役ライフスタイル事業本部管掌兼ラ イフスタイル事業本部長兼経営統括本部管掌 兼経営管理本部管掌兼経営管理本部長（現任）	132,700株
[取締役候補者とした理由] 栗沢研丞氏は、長年にわたる金融業界での知見及び長年の経営者としての経験から、当社グループにおける新 たなサービス展開及び管理部門運営に必要な人材となるため、取締役候補者として選任をお願いするものです。			
5	ふく い ひで ゆき 福 井 秀 幸 (1979年7月25日)	2001年 4 月 セブンカスタムズ有限会社入社 2005年 9 月 株式会社ラフデッサン入社 2009年 2 月 株式会社クラッチコミュニケーションズ （現株式会社CCM）入社 2010年10月 株式会社CCM取締役 2019年 6 月 当社取締役ブランドマネジメント本部長 2019年 8 月 株式会社K a b e 代表取締役（現任） 2021年 4 月 当社取締役ブランドマネジメント局管掌兼ブラン ドマネジメント局長兼社長室管掌（現任） <重要な兼職の状況> 株式会社K a b e 代表取締役	64,800株
[取締役候補者とした理由] 福井秀幸氏は、当社サービスのブランディングにあたり優れたデザインセンスを持ち、今後の新たなサ ービス展開においても必要な人材となるため、取締役候補者として選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
6	こ む ら ふ じ お 小 村 富 士 夫 (1964年8月16日)	1993年10月 株式会社日本リビング入社 1997年 1 月 同社専務取締役 1997年 5 月 株式会社エルネット代表取締役 1998年 9 月 株式会社JIMOS代表取締役 2005年 6 月 株式会社サイバード取締役 2006年 6 月 株式会社サイバードホールディングス代表取締役会長 2007年 7 月 株式会社Jスタイル代表取締役 (現任) 2013年11月 当社社外取締役 (現任) <重要な兼職の状況> 株式会社Jスタイル代表取締役	99,000株
〔社外取締役候補者とした理由〕 小村富士夫氏は、会社経営者としての豊富な経験を基に、当グループの経営の監督を期待しております。また、これら会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく取締役会での発言等は、当社にとって必要な人材となるため、取締役候補者として選任をお願いするものです。			
7	わた せ ひ ろ み 渡 瀬 ひ ろ み (戸 籍 名) お お つ か (大塚ひろみ) (1964年11月14日)	1988年 4 月 株式会社リクルート入社 2010年 4 月 株式会社アーレア代表取締役 (現任) 2016年 5 月 マックスバリュ西日本株式会社社外取締役 (現任) 2016年 6 月 当社社外取締役 (現任) 2016年10月 株式会社アーバンフューネスコーポレーション 社外監査役 2017年 7 月 ダイアル・サービス株式会社社外取締役 2018年 6 月 株式会社商工組合中央金庫社外取締役 2019年 9 月 株式会社ディー・エル・イー社外取締役 (現任) <重要な兼職の状況> 株式会社アーレア代表取締役 マックスバリュ西日本株式会社社外取締役 株式会社ディー・エル・イー社外取締役	17,900株
〔社外取締役候補者とした理由〕 渡瀬ひろみ氏は、ブライダル関連における豊富な知見からの当グループの事業に関するご指摘・ご助言を期待しております。また、会社経営者として、数多くの社外取締役を歴任されていることによる豊富な経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に対する助言をいただくため、当社にとって必要な人材として取締役候補者として選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 佐藤茂氏、松戸治氏、貝瀬雄一氏、栗沢研丞氏、小村富士夫氏、渡瀬ひろみ氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、福井秀幸氏が代表取締役を務める株式会社kabeに対して広告出稿等に関する取引関係があります。
3. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2021年3月31日）現在の株式数を記載しております。
4. 小村富士夫氏、渡瀬ひろみ氏は、社外取締役候補者であります。
5. 小村富士夫氏及び渡瀬ひろみ氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって小村富士夫氏が約7年半、渡瀬ひろみ氏が5年となります。
6. 当社は、小村富士夫氏及び渡瀬ひろみ氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、小村富士夫氏及び渡瀬ひろみ氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、小村富士夫氏及び渡瀬ひろみ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。小村富士夫氏及び渡瀬ひろみ氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で、当社が保険料の全額を負担する役員等賠償責任保険契約を締結しています。当社のすべての取締役、監査役を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金および争訟費用等を填補します。なお、2021年11月に現行契約が満了しますが、同様の内容で更新予定です。

第2号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

当社は、2021年2月1日付「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」（以下、「本プラン導入プレス」といいます。）でお知らせのとおり、2021年2月1日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））の一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）の導入を決議しております。

本プランを有効とするためには、本プラン導入プレスに記載のとおり本株主総会での株主の皆様のご承認が必要となってまいりますので、本プランのご承認をお願いするものであります。

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為（Ⅲ.3.（1）に定義します。）であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付行為の提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。ただし、株式の大規模買付行為の提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付行為の提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

1. 企業価値向上への取組み

当社グループは、「よりよい人生をつくる。」という企業理念を掲げ、お客様が求める独自のサービスを創出し、提供することで成長を続けています。とくに、近年では既存事業と相乗効果が高く、市場拡大が見込める領域への投資も積極化し、事業領域は婚活、カジュアルウェディング、テック、ライフスタイル、法人と多岐に広がることとなりました。さらに、各領域では多様化する価値観にあわせて事業を深耕し、婚活領域は高付加価値な結婚相談所にとどまらず、エントリー型の婚活パーティーやマッチングアプリ、企業や地方自治体向けソリューション提供等、様々なサービスを展開するに至っています。加えて、カジュアルウェディング領域は、新たな挙式披露宴や結婚式二次会にとどまらず、少人数挙式、会費制パーティー、フォトウェディング等のサービスラインアップを拡充し、結果としてカジュアルウェディングの全顧客ニーズに対応できる体制となりました。この結果、当社婚活やカジュアルウェディングサービスを利用し、ご成婚、あるいは結婚式をされるお客様は年間約8,000組を数えることとなり、今後はお客様の結婚後の生活品質向上を担うライフスタイル領域の業容拡大も企図しています。

一方、昨今の新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により2021年3月期は業績が一時的に悪化する見込みとなりましたが、当社グループでは短期業績回復の実現と中長期的な成長基盤の構築に向けた道程として「3カ年中期経営計画」を早期にとりまとめており、2022年3月期を初年度とする3カ年は利益率向上に注力し、最終年度には売上高147億円、営業利益27億円、営業利益率18.6%以上の実現を目指していく次第です。同時に、当該3カ年に財務基盤を安定化させ、事業の持続的成長とともに株主還元の強化を図っていく次第です。こうした積み重ねにより、当社グループでは将来にわたり企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業価値の最大化を図るにあたり、各ステークホルダーとの関係強化及び経営統治・内部統制機能の充実を図ることが、当社のコーポレート・ガバナンスに対する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最重要項目と位置付けています。意思決定の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、及び内部統制システムを整備することで、会社の透明性、公正性を確保し、各ステークホルダーへ適正かつタイムリーな情報開示に努めています。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくためには、経営における「執行と監督の分離」が最も効果的であると考え、当社経営陣の監督機関としての取締役会及び監査役会を設置しています。取締役会は取締役7名（うち社外取締役2名）で構成し、毎月1回以上開催し、経営の基本方針、法令により定められた事項、業務執行に関する重要事項を決定しています。また、取締役はその役割と責任を明確にするため任期を1年としています。

上記に加え、業務執行に関する重要事項の決定、重要経営事項の事前審議、情報の伝達及び共通理解、リスクに関する検討等を目的にした経営会議を設置しています。また、内部監査機能の充実を図るため各取締役、各事業部門の監査機関として代表取締役社長直属の組織である内部監査室を設置し、内部監査計画に基づき、監査を実施し、その結果は代表取締役社長に報告され、指摘事項の改善状況の確認等を行っています。内部監査については、代表取締役社長直属の組織として内部監査室（1名）を置き、内部監査規程に基づいて、また監査役会や監査法人と連携を取りながら、業務の運営が効率的、合理的に行われているかを検証、評価し、改善すべき点については改善指示を出し、その後改善の様子をモニタリングすることにより、当社の業績の改善、経営の効率化に資することを目的として、内部監査を実施しております。内部監査は、各部署に対して年1回以上行えるように監査計画を策定し、監査結果については、代表取締役社長と被監査部門に報告するとともに、業務改善に向けた助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するように努めております。

監査役会は監査役3名（うち社外監査役3名）で構成し、原則毎月1回開催しています。また、監査役会で選定された常勤監査役は、取締役会のみならず、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況の監査などを行っています。この他、リスクに対して組織的かつ適切な対策を講じるため、リスク管理とコンプライアンスを一体で推進することを目的とし、代表取締役社長を委員長とする独立したリスク・コンプライアンス委員会を設置し、委員会を3カ月に1回以上開催し、リスク情報を早期に把握・共有することでリスク

の顕在化の未然防止に努めています。

(3) 内部統制システムの整備

経営の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、諸法規等の遵守のため、職務分掌及び内部牽制の考え方を基礎に、業務特性やリスクに応じた各種の統制を導入しています。また、これらの内容を取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」として定めた上で、これに基づき、諸規程を定め、適正に運用を行っています。さらに、内部監査室主導で内部監査を実施し、所定の内部統制が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、絶えずその改善・強化に努めています。諸法規等の遵守に関しては、内部監査室が動向を把握し、また顧問弁護士等の外部専門家との適切なコミュニケーションにより、徹底に努めています。

Ⅲ.基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って導入されるものであり、当社株式等の大規模買付行為を行い、又は行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付者との交渉の機会を確保することを目的としています。

当社グループは、Ⅱ. 1. に記載のとおり、2022年3月期を初年度とする3カ年中期経営計画に則り、同期間は利益率向上に注力し、最終年度には売上高147億円、営業利益27億円、営業利益率18.6%以上の実現を目指していきます。この実現に向け、事業面ではwith コロナ時代（新型コロナウイルスの感染拡大防止のための生活様式が広く普及する時代）に需要拡大が見込める婚活領域やカジュアルウエディング領域のフォトウエディング分野に経営リソースを集中し、業容拡大に努めていきます。具体的には、婚活領域では、新たな生活様式下で市場拡大が見込めるオンライン婚活に対して、従前は婚活支援システムや運営受託等のソリューション提供を行っていましたが、2021年1月より本格的に事業参入を行いました。また、フォトウエディング分野では、2020年6月より結婚式場というロケーションでのフォトウエディングサービスを開始し、2020年6月及び9月の東銀座と名古屋に次いで、2021年1月に福岡でフォトウエディングスタジオを開設していますが、今後も主要都市に店舗を拡充し、提供エリアの拡大を図っていく予定です。

一方で、業容拡大を進めるうえで一定程度の資金需要が生じることから、2020年11月13日付「第三者割当による第8回及び第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー）の締結に関するお知らせ」及び2020年11月18日付「第三者割当による第8回及び第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行条件等の決定に関するお知らせ」のとおり、新株予約権の発行等により約7億円（当該発行による潜在株式数5,000,000株）の資金調達を進めています。これにより、当社発行済株式総数に対する当社役員の保有割合は2020年9月30日時点の30.54%から資金調達完了時点には20.83%まで低下する見込みであり、かつ、当社と当社役員との間に今後も当社株式を保有し続けることについての契約等が存

在するわけではないことから、個々の事情により当社株式を売却する可能性は否定できず、その場合は当社株式の分散化が進んでいく可能性があります。また、当社役員を除く個人株主の皆様の保有割合は2020年9月30日時点で58.06%となっておりますが、前述の新株予約権の行使が進むことで個人株主の皆様の保有割合と当社株式の流動性が増加し、結果として当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為が行われるおそれが高まることも否定できないと考えております。

これらを踏まえ、大規模買付行為に対する対抗策の必要性を社内で慎重に検討し、大規模買付者が現れた際に、大規模買付者による情報提供、及び当社取締役会による検討・評価プロセスの確保、並びに当社グループの企業価値や株主共同の利益に対する侵害を防止するため、大規模買付行為開始前に所要の情報提供や検討期間を確保し、企業価値や株主共同の利益の維持・向上に資する本プランが必要であるとの結論にいたりました。

なお、2021年3月31日時点における当社の大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の状況」のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式等の大規模買付行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社と利害関係のない社外取締役、社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時適切に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。なお、本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

3. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付者は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特定株主グループの株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載したリスト（以下、「情報リスト」といいます。）を上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。また、上記の情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。ただし、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求める等の恣意的な運用を避ける観点から、当社取締役会が大規模買付者に対して本必要情報の提供を要請し大規模買付者が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）を、本必要情報のリストを大規模買付者に交付した日の翌日から起算して60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供にかかる大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって取締役会評価期間（Ⅲ.3. ④に定義します。）を開始するものとします。なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報

は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 大規模買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、大規模買付者が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合

大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙4に掲げる事由により、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。但し、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集することなく、対抗措置の発動を決議します。

当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。株主意思確認総会における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとし、賛否を決するものとします。

当社取締役会は、上記の各決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑦対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑧大規模買付行為の開始

大規模買付者は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決

議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までににおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までににおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本日開催の当社取締役会の決議により開始し、本定時株主総会において承認が得られなかった場合には、本プランは直ちに廃止されるものとし、本定時株主総会において承認が得られた場合には、2024年6月開催予定の定時株主総会終結の時に終了します。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

4. 本プランを採用した理由

当社は、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断しあるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、もって企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるためには、事前に大規模買付者が遵守すべきルールを明確にし、これに反する大規模買付行為を行う大規模買付者には対抗措置を発動することを予告することが適切と考え、本プランの導入を決定いたしました。

5. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえています。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. 及び4. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、当社の本定時株主総会にて、株主の皆様のご賛同を得たうえで導入するものです。また、上記3. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

①独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2.に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

②合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3.に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。なお、前述の3. (1)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、大規模買付者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3. (1) ⑦に記載の手続等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、大規模買付者以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので、当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当会社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として設置される。
2. 独立委員は3名以上とし、当会社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1) 社外取締役、(2) 社外監査役、又は(3) 社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者)のいずれかに該当する者の中から、当会社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当会社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規程を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当会社が合意した日までとする。ただし、当会社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当会社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由がある時は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当会社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当会社取締役会に対して勧告する。
 - (1) プランに係る対抗措置の発動の是非(発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む)
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当会社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当会社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当会社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて当会社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当会社の費用で、当会社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴

小村 富士夫（こむら ふじお）（1964年8月16日生）	
1993年10月	株式会社新日本リビング（現新日本製薬株式会社）入社
1997年1月	同社専務取締役
1997年5月	株式会社エルネット代表取締役
1998年9月	株式会社JMO S 代表取締役社長
2005年6月	株式会社サイバード取締役
2006年6月	株式会社代表取締役会長
2007年7月	株式会社Jスタイル代表取締役（現任）
2013年11月	当社社外取締役（現任）

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出しています。

加藤 秀俊（かとう ひでとし）（1954年1月7日生）	
1976年4月	株式会社三和銀行（現・株式会社三菱UFJ銀行）入行
1997年6月	同行国立支店支店長
1999年4月	同行台北支店支店長
2002年4月	株式会社バンダイ入社
2003年1月	BHKトレーディング代表取締役社長
2007年1月	バンダイ上海現地法人代表取締役社長
2010年4月	バンダイロジパル香港現地法人代表取締役社長
2013年4月	当社常勤監査役（現任）
2014年6月	タメニーエージェンシー株式会社監査役（現任）
2018年7月	タメニーアートワークス株式会社監査役（現任）
2020年4月	タメニーパーティーエージェンツ株式会社監査役（現任）

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出しています。

藤戸 久寿（ふじと ひさとし）（1968年9月30日生）	
1993年4月	警察庁入庁
2006年10月	弁護士登録（愛知県弁護士会）
2009年4月	東京弁護士会に登録替え
2015年4月	当社社外監査役（現任）
2016年4月	陽来経営法律事務所代表弁護士
2017年3月	グロービス経営大学院経営学修士課程（MBA）修了
2018年2月	宇都宮・清水・陽来法律事務所パートナー弁護士
2018年12月	株式会社ネオキャリア社外監査役（現任）
2020年1月	日比谷Ave.法律事務所パートナー弁護士（現任）

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出しています。

以 上

当社の大株主の状況（2021年3月31日現在）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
佐 藤 茂	3,341,000株	20.42%
楽 天 証 券 株 式 会 社	829,200株	5.07%
岡三オンライン証券株式会社	614,000株	3.75%
株 式 会 社 S B I 証 券	446,400株	2.73%
小 林 正 樹	441,000株	2.70%
貝 瀬 雄 一	390,100株	2.38%
高 梨 雄 一 朗	320,700株	1.96%
タメニ一株式会社 従業員持株会	245,000株	1.50%
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	207,300株	1.27%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	192,900株	1.18%

（注）持株比率は自己株式129株を控除して計算しております。

以 上

当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社の株式等の高値売り抜けをする目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定めます。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が対抗措置の発動を停止した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場： 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル8階
日比谷国際ビル コンファレンス スクエア 8F
TEL 03-5157-5039



交通： **霞ヶ関駅**（東京メトロ 千代田線、日比谷線、丸ノ内線）C3・C4出口方面 地下ネットワークにて地下1階に直結
内幸町駅（都営地下鉄 都営三田線）A6出口方面 地下ネットワークにて地下2階に直結
新橋駅（JR線、東京メトロ銀座線、都営地下鉄浅草線、新交通ゆりかもめ）7出口徒歩10分
虎ノ門駅（東京メトロ銀座線）9出口より徒歩5分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。